

(株)ジュピターテレコム 関東メディアセンター/(株)レスキューナウ 危機管理情報センター 宛

NO. \_\_\_\_\_

□ML\_KMC\_bousai\_kawajima@jupiter.jcom.co.jp

メール送信と合わせてFAXも送信ください

FAX : 042-385-3100

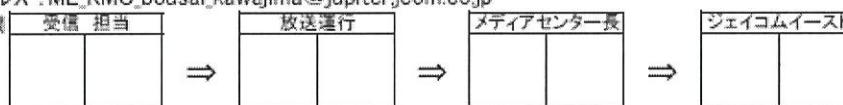
送信後、03-5759-6745 へ 受信確認 TEL お願いします

### 災害情報放送要請書

要請日時			
201__年	平成__年	__月 __日	__時__分 <small>(24時表記)</small>
		<input type="checkbox"/> 第1報 <input type="checkbox"/> 第2報 <input type="checkbox"/> 第3報	<input type="checkbox"/> __報 <input type="checkbox"/> 最終報
要請者			
川島 町	担当 役職	固定電話	- -
部署名 総務課 自治振興・危機管理グループ	担当 氏名	携帯電話	- -
要請件名			
要請の理由			
放送依頼テロップ原稿			
放送希望日時			
<input type="checkbox"/> 今すぐ	<input type="checkbox"/> 時間指定	__月 __日	__時__分 <small>(24時表記)</small>
電話での要請時 代筆情報	代筆者	受付 時間	時 分

\* 最終報の発報は必須でお願いいたします。  
 \* メールおよびFAXの要請では間に合わない場合、電話等にて受け付けます。本紙は後で提出お願いいたします。  
 ジュピターテレコム 関東メディアセンター TEL-042-301-0222  
 緊急時専用 メールアドレス : ML\_KMC\_bousai\_kawajima@jupiter.jcom.co.jp

※ジュピターテレコム使用欄



## 2-1-1 地域貢献型広告に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社（以下「乙」という。）は、川島町内における地域貢献型広告（以下「広告」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町内に広告を掲出することにより、町民などに対し、地域に必要な公共的な情報を発信することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域貢献型広告 乙が実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告（巻広告）と併せて地域の公共的な情報が記載されたものをいう。
- (2) 公共的な情報 防災関係・防犯関係・公共施設案内・観光案内などをいう。
- (3) 広告主 本協定の趣旨に賛同し、広告の制作費及び広告料を支払う民間企業などをいう。

（情報提供）

第3条 甲は、乙に対し、広告の掲出のために必要な情報を提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第6条の規定に基づき広告の掲出及び維持管理を行うこと。
- (2) 広告の掲出場所・内容等について変更があったとき、及び甲が求めるときに報告を行うこと。
- (3) 内容・施設等の変更により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議の上、必要な処置を講ずること。

（細目）

第5条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（広告の掲出）

第6条 広告に表示する内容については、広告主の希望を確認後、甲乙協議の上、決定する。

2 広告の掲出については、甲乙協議の上、法令等を遵守するとともに公序良俗に反しないものとする。

（経費）

第7条 広告の掲出に当たり必要な経費は、広告主及び乙が負担し、甲は、その一切を負担しないものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

平成27年3月30日

甲 比企郡川島町大字平沼1175番地  
川島町  
川島町長 飯島和夫

乙 さいたま市北区日進町二丁目520番地  
東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社  
総支社長 小池 猛

## 2-12 地域貢献型広告に関する協定実施細則

川島町（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社（以下「乙」という。）とは、平成27年3月30日付けで締結した地域貢献型広告に関する協定第5条の規定に基づき、同協定の実施に関する取扱いについて次のとおり定める。

### （契約期間）

第1条 広告主との契約期間については、2年間以上とする。

### （製作費）

第2条 広告の製作費については、1個につき8,000円（税別）とする。

### （広告料）

第3条 広告の広告料については、通常の料金から200円（税別）引きとする。

### （広告の仕様）

第4条 広告の仕様は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるデザインを基本とする。

- （1）防災関係 地域貢献型広告（防災関係）デザイン（別紙1）
- （2）防犯関係 地域貢献型広告（防犯関係）デザイン（別紙2）
- （3）公共施設案内 地域貢献型広告（公共施設案内）デザイン（別紙3）
- （4）観光案内 地域貢献型広告（観光関係）デザイン（別紙4）

### （広告の訂正等）

第5条 広告主の要望ではない広告の訂正又は掲出場所の移転の必要が生じた場合は、関係者へ確認後、乙の費用負担で実施する。

### （協議）

第6条 この細則の内容を変更しようとする場合は、事前に甲乙協議するものとする。

## 2-13 川島町被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、川島町地域防災計画及び川島町被災建築物応急危険度判定要綱に基づく地震災害における埼玉県被災建築物応急危険度判定士の召集に関し、川島町（以下「甲」という。）が一般社団法人埼玉県建築士会比企支部（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「判定士」とは、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条に定める判定士のうち、乙に所属する民間の判定士をいう。

(協力要請)

第3条 甲は判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。

2 原則として前項の規定による要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合、後日、改めて要請文書を乙に送付するものとする。

3 乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

(町への報告)

第4条 乙は、前条の要請に応じることが可能な乙の会員の判定士を取りまとめ、本協定締結後速やかに甲に報告するものとする。

(協力のための準備)

第5条 乙は、平常時から判定士に該当する会員に対して、甲の要請の内容を円滑に伝達するための連絡系統（以下「連絡系統」という。）を整備し、地震災害時に備えるものとする。

2 乙は、整備した連絡系統を甲に報告し、内容に変更があったときは遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

3 平常時の準備及び地震災害時の活動等は、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき行うものとする。

(訓練)

第6条 甲が訓練等のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、協定の締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月30日

甲 川島町大字平沼1175  
川島町  
川島町長 飯島和夫

乙 東松山市日吉町12-11  
一般社団法人 埼玉建築士会  
比企支部長 江森輝雄

## 2-14 日本水道協会埼玉県支部西部地区災害相互援助に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、水道に係る災害対策の重大性にかんがみ、日本水道協会埼玉県支部の西部地区会員都市（以下「会員都市」という。）に災害が発生した際、円滑かつ迅速なる救援活動を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡部課等)

第2条 会員都市は、非常災害に備えてあらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれのあるときは、速やかに必要な情報を相互に連絡又は交換するものとする。

(援助要請の手続)

第3条 災害を受け、他の会員都市に応援を求めようとする都市は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条の連絡部課を通じて、役務の提供、緊急援助物資の調達その他必要な措置を要請するものとし、要請を受けた都市は、極力これに応じ、援助に努めるものとする。

(援助経費の負担)

第4条 前条の援助に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援都市の職員を派遣するために要する経費は、応援都市が支弁し、被応援都市は、応援都市の旅費に関する規程による当該応援職員の旅費相当額の範囲内の額を負担する。
- (2) 援助物資の調達その他援助に要する経費は、被応援都市が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、被応援都市の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、当該損害が応援業務に従事中に生じたものについては被応援都市が、被応援都市への往復途中に生じたものについては、応援都市が、その賠償の責に任ずる。

2 前項の定めにより難いときは、関係都市が協議して定める。

(物資等の調査交換)

第5条 会員都市は、非常災害に際し援助物資などの相互融通を円滑にするため、おのおのその保有する物資、車両、機械器具などの品目その他を調査し、その結果を毎年定期的に相互に交換する。

(災害防止方策の調査研究)

第6条 会員都市は、非常災害に備え、常に災害防止の方策について調査、研究を行い、その結果及びその他参考となる資料を相互に交換する。

(有効期間)

第7条 この覚書の有効期間は、昭和54年3月1日から昭和55年2月29日までとする。

2 前項の期間満了の日の1箇月前までに、会員都市のいずれからもこの覚書を改定する意思表示がないときは、更に、1年間有効期間を延長するものとし、以後、この例による。

3 会員都市は、この覚書の有効期間内においても、協議のうえ、この覚書を改定することができる。

(委任)

第8条 会員都市は、この覚書の趣旨に則り、広域的な相互援助を図るため、代表幹事都市に、埼玉県支部長及び、他地区代表幹事都市と相互援助に係る覚書の締結を委任する。

2 会員都市は、前項により、代表幹事都市が締結した覚書の遵守義務を負うものとする。

この覚書の成立を証するため、本書23通を作成し、日本水道協会埼玉県支部西部地区代表幹事都市及び、同会員都市が、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和54年3月1日

## 2-15 災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

### （役割）

第2条 市町村等は、要請に応じて、次に掲げる相互支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- (2) 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施
- (5) その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

2 県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。

3 埼玉県清掃行政研究協議会は、第1項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

### （責務）

第3条 災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

### （費用負担）

第4条 第2条第1項に規定する相互支援に要した費用は、支援を要請した市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

### （期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成20年7月15日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の一个月前までにいずれからも異議の申し出がないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

### （疑義が生じた場合）

第6条 相互支援を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部会で協議の上、決定するものとする。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年7月15日

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
名称 埼玉県清掃行政研究協議会  
代表者 会長 相川宗一

以下、埼玉県内下市町村及び関係一部事務組合（省略）

## 2-16 埼玉県清掃行政研究協議会 災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害発生時において、埼玉県清掃行政研究協議会（以下「埼清研」という。）の会員が県内の一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理を円滑に実施するための相互支援について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 一般廃棄物 市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）が設置する処理施設（付帯設備を含む。）が被災し、適正な処理の確保が困難となった生活ごみ、事業系一般ごみ、し尿その他一般廃棄物のことをいう。
- (3) 災害廃棄物 災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき、木くず等）で、市町村等が、生活環境の保全上特に処理が必要と判断したものをいう。
- (4) 相互支援 次に掲げることをいう。
  - ア 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
  - イ 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
  - ウ 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
  - エ 災害廃棄物等の処理の実施
  - オ その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

(会員の責務)

第3条 会員は、災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

(埼清研の役割)

第4条 埼清研は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、自治的な支援体制の構築に努めるほか、次の役割を負う。

- (1) 災害廃棄物等の仮置場として使用可能な土地（以下「オープンスペース」という。）及び仮設トイレ等の備蓄状況の調査・報告
- (2) 災害廃棄物対策部会の運営
- (3) 会員間の緊急連絡体制の整備
- (4) 災害廃棄物等処理対策訓練の実施
- (5) 関係団体との協力協定等の締結

(県の役割)

第5条 県は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、関係機関との調整に努めるほか、次の役割を負う。

- (1) 平常時における役割
  - ア 災害廃棄物処理計画の策定
  - イ 庁内の緊急連絡体制の整備
- (2) 災害発生時における役割
  - ア 処理施設の稼働状況等の情報収集
  - イ 災害廃棄物等の発生状況の情報収集



- ウ 市町村等間の相互支援に係る連絡調整
- エ 県外の自治体及び関係団体への支援要請に係る連絡調整
- オ 県有施設等での廃棄物処理の支援協力
- カ 県の備蓄物資等の提供

(市町村等の役割)

第6条 市町村等は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、次の役割を負う。

(1) 平常時における役割

- ア 災害廃棄物処理計画の策定
- イ 庁内の緊急連絡体制の整備
- ウ 災害に強い処理施設の整備
- エ 近隣の市町村等との相互支援体制の確立
- オ 一般廃棄物処理業者等との協力協定の締結

(2) 災害発生時における役割

- ア 処理施設の被害状況の把握
- イ 災害廃棄物等の発生量の把握
- ウ オープンスペース及び仮設トイレ等の備品の確保

(災害廃棄物対策部会)

第7条 災害廃棄物等の処理対策に関する検討、情報交換など必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物対策部会（以下「対策部会」という。）を設置する。

2 対策部会は、埼清研会長、県、各ブロックの代表幹事及び対策部会の円滑な運営に必要であるとして埼清研会長が指名した会員で構成する。

3 部会長は、埼清研会長とし、部会を招集する。副部会長は、部会員の中から選出する。

(支援要請)

第8条 被災した市町村等が支援を求めようとするときは、県に対して、必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請をするときは、別に定める支援要請書（様式1号）を県に提出するものとする。ただし、そのいとまがないときは、電話、電信など災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に支援要請書を提出することができる。

(県の調整)

第9条 県は、災害廃棄物等の発生状況や要請内容を踏まえ、被災した市町村等の属するブロックの部会員と調整の上、当該ブロック内の市町村等に協力を要請する。ただし、被災した市町村等が近隣の市町村等へ直接支援を要請することについては、これを妨げない。なお、支援を要請したときは、その旨を県に報告するものとする。

2 県は、被災した市町村等の属するブロック内での処理が困難なとき、他のブロックの部会員と調整の上、他のブロックの市町村等又は協力協定を締結している関係団体に協力を要請する。

3 県は、会員間での相互支援の確保が困難なとき、被災した市町村等と必要な調整の上、県外の自治体に協力を要請する。

4 県は、県外の自治体から支援要請があったとき、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、市町村等に対して協力を求めるものとする。

(支援実施内容の報告)

第10条 災害廃棄物等の処理に関する支援を行った市町村等は、別に定める実績報告書（様式2号）を県に提出するものとする。

(協定の締結)

第11条 県内の災害廃棄物等の処理に関する相互支援体制の確立を目的として、埼清研会長と各会員の間で、あらかじめ協定を締結するものとする。

2 前項の規定により締結した協定は、会員相互が協定を締結したものとみなす。

(費用負担)

第12条 第2条第4項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請した市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

(計画書等の提出)

第13条 会員は、毎年5月末日までに、前年度末におけるオープンスペース及び仮設トイレ等の備蓄数を、別に定める報告書(様式3号)により埼玉清研会長に提出するものとする。

2 会員は、災害廃棄物処理計画を策定又は変更したときは、埼玉清研会長に報告するものとする。

3 埼玉清研会長は、第4条(3)の緊急連絡網及び(5)の関係団体との協力協定の状況並びに前2項の報告書を取りまとめ、会員に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月25日から施行する。